

5 自治制度分野

第1次提案 p1 第2次提案 p2 第3次提案 p8 第4次提案 p11
第2回認定 p19 第3回認定 p19

第1次提案

NO	都道府県	提案団体名	特区構想名称	特区想定地域	概要
1	北海道	留辺藻町	留辺藻町地域通貨特区	留辺藻町	過疎化が進行している当地域において、地域振興のために地域商品券を発行しているが、規制の特例として、より流通性が高く地域にとって効果の高い地域通貨の発行により、地域経済の一層の活性化を図る。
2	福島県	高郷村	高郷村地域活性化特区	高郷村	当地域には、4箇所の発電所があり、水力発電施設周辺地域交付金が交付されているが、規制の特例として、その使途範囲を拡大することにより、住民の生活環境改善を図る。
3	埼玉県	戸田市	コンビニエンスストア納税可能特区	戸田市	共働き家庭の増加に対応するため、コンビニエンスストアでの納税を可能とし、住民の利便性を高める。
4	埼玉県	北本市	公民館住民管理特区	北本市	市内にコミュニティ協議会及び8つの地域コミュニティ委員会を設け、独自の地域福祉活動等を展開してきた実績を活かし、その活動拠点である地区公民館等の管理・運営業務の全てを、コミュニティ協議会へ委託できるような規制の特例を導入し、住民の利便性の向上と新たな地域雇用の創出を図る。
5	埼玉県	志木市	地方自治特区	志木市	多年にわたって市民との協働による「まちづくり」を進め、市民の市政に対する関心の深い当市の特性を活かして、地方公務員の営利企業への従事の制限の緩和等、勤務要件の特例を設けることにより、市政への地域の多様な人材の参画を促進し、地域の活性化を図る。
6	埼玉県	草加市	市役所改革特区	草加市全域	限られた財源を有効に活かして最大限の行政サービスを行うために、民間活力の活用など経営志向に立って、職員採用試験の有料化、コンビニエンスストアにおける納税の可能ななどの規制の特例を導入し、きめ細かな市民サービスの実現を目指す。
7	埼玉県	宮代町	小学校区単位の自治意識醸成事業特区	宮代町	大規模開発による新住民の増加や少子高齢化等による世代間交流の減少等の状況の下で、学校施設の使用に関する規制の特例を導入し、学校の余裕教室を、地域組織への管理委託の下に開放し、これを地域の核として、地域コミュニティの醸成と生涯を通じて互いに学びあう環境づくりを進める。
8	東京都	港区	社会基盤整備特区	千代田区、港区、中央区、新宿区	昼間人口が夜間人口の約6倍にも達し、都内昼間人口の約2割が集中する都心4区において、社会基盤整備を進める財源確保のため、消費税交付金の交付基準、固定資産税の還元等の特例措置を行う。

9	東京都	足立区	生活創造特区	足立区全域	住民の身近な「身の回り」の生活の質の向上を図るため、官民連携による職業紹介サービスのアンストップ化の実現、コミュニティスクールを指向した独自の教員配置の可能化、公の施設の民間への管理委託の推進など、人材・福祉・教育など各重点分野に関する規制の特例を多面的に組み合わせることにより、公的サービスの民間開放による産業・雇用の創出を促進し、地域経済・社会の活性化を図る。
10	東京都	世田谷区	新しい公共の構築をめざす「いい・こみゆにてい(エコマネー・NPO)特区	世田谷区	団塊の世代が定年を迎え始め新たな地域人が出現する状況を目前にして、これら世代が地域社会の新たな担い手として活躍することを目指して、金融機関以外でのエコマネーの発行・流通の可能化、NPO法人の財政基盤安定に係る認定要件の撤廃などの規制の特例を導入し、これらの活動を活性化し参画を促し、さらに、企業との協働をすすめコミュニティビジネスを作りあげていく。
11	東京都	品川区	施設管理運営委託推進特区	品川区	品川区では今後1500戸近い区営住宅等を管理することとなるため、公の施設を民間事業者へ管理委託することができる規制の特例を導入し、民間事業者が有する賃貸住宅管理のノウハウを活用する。
12	山梨県	小淵沢町	地方行政改革特区	小淵沢町	小淵沢町における行政構造改革を進めるため、水道、下水道、介護保険等、現業・業務執行部門の地方版独立行政法人化を進めるための関係法令の特例を導入し、行政サービスの高度化、財政運営の健全化等を図る。
13	大阪府	枚方市	公の施設管理委託特区	枚方市全域	市の体育施設等を民間に管理委託できるようにするため、規制の特例を導入する。
14	島根県	益田市	公的施設の運営委託特区	益田市全域	図書館等の公共施設の民間企業への運営委託を可能とする規制の特例を導入し、地域雇用の拡大、開館時間の延長や閉館日の廃止による利用者の利便性の向上を図るとともに、市街地交流人口の増加による周辺地域の活性化を促す。

第2次提案					
1	北海道	留萌市	PF1 推進特区	過疎地域の指定を受けた市町村	公共建築物に対する各省庁の補助制度は、その法律に基づき自治体が主体となる直接建設方式のみ適用される制度である。都市圏ではPF1の手法による公設民営・民設借上等も普及しているが、過疎地域での展開は難しい状況である。よって、各省庁の現行補助制度の規制緩和とPF1手法を融合できる新制度を創設し、地域特性を生かした「公民一体の事業展開」を可能にする「地域連携型の公共施設整備」の推進を図る。
2	北海道	留辺蘂町 留辺蘂町地域	地域通貨特区		留辺蘂町では、平成14年4月から「留辺蘂町地域商品券」を発行している。常識的に商品券は1回の流通に限定されているが、この根拠法である「前払式証票の規制等に関する法律」では、複数回流通を禁止していない。このためこれを地域通貨とし、現在年間2,000万円発行している当町の商品券を10回転させて年間2億円の経済効果を発生させようとするものである。

3	北海道	乙部町 乙部町農業委員会	構造改革構想	乙部町全域	本町は、農業者の減少やそれに伴って農地面積も年々減る傾向にあり、少子高齢化が顕著であって担い手の育成や規模拡大が大変困難な状況である。農業委員の定数は法律等で選挙による委員の定数、選任委員について規定されている。市町村長に予算計上、執行権があることから、市町村の判断による適正な定数を定めることができるよう法律等の規定の緩和を求めるものである。
4	栃木県	栃木県足利市、 栃木県佐野市、 群馬県桐生市、 太田市、館林市	両毛地域振興宝くじ特区	栃木県及び群馬県の県境に位置する両毛5市	栃木・群馬両県境にある両毛5市は、人口も58万人余あり、政令指定都市並の人口を有している。この地域は従来から、行政レベルや民間レベルでの交流を種々行っている全国的にも特異な地域である他、北関東の中心に位置していることからの、その将来発展は大いに期待され、その発展の鍵は両毛5市の連携にある。この特異な地域での広域連携行政の円滑な運営をめざすためには、この規制の特例による特区がぜひとも必要である。
5	群馬県	前橋市	行財政改革推進特区	前橋市	市が資本金の4分の1以上出資する等、市行政に密接な関係を有する公益法人の設立許可について、主務官庁から市へ許可権限を移譲するよう規制の特例を導入することで、行革の観点から行っている市の外郭団体の整理・統合を推進し、ひいては市民サービスの向上を図る。
6	群馬県	前橋市	双翼興県推進特区	前橋市・高崎市	前橋・高崎両市は人口52万を擁する群馬県の中心であり、平成10年から効率的な行政や市民サービスの向上を目指し様々な連携事業を展開し、官民協力して魅力ある地域の創造に向け努力している。税収の先細りが懸念される中、当せん金付証券発売に関する規制の特例を導入することで財政資金の調達を実現し、行政と市民が知恵を出し合い、自立と個性を尊重した魅力ある地域づくりを一層強力に推進する。
7	埼玉県	川口市	市職員の任用についての特区	川口市	臨時的任用職員の任用期間を最長5年まで延長可能にし、さらに労働契約期間を最長5年まで延長可能にすることにより、正式任用職員の採用抑制と補助的業務を行う臨時的任用職員の積極的採用が可能となり、人件費の抑制と川口市地域での新たな雇用創出が実現する。
8	埼玉県	川口市	生活保護受給者に係る公営住宅家賃及び介護保険料の福祉事務所による控除・納入の特例	川口市	公営住宅家賃及び介護保険料の滞納の多いことに鑑みて、生活保護費のうち、公営住宅家賃及び介護保険料について福祉事務所が、本人の同意も委任も必要とせず控除・納入することができるようにする。
9	埼玉県	川口市	公民館の使用制限の緩和	川口市の全部	鋳物産業等中小企業が集積する本市において、一般の貸会議室の使用料が高額であり、またこの不況下においてその数も減少している。そのため市内の多くの企業は社員募集の面接会場で市外の貸会議室を求めていることにより、雇用促進の面で悪影響が出ている。よって、社会教育法第23条第1項第1号を緩和し、市内事業所の雇用促進及びさまざまな市民への施設利用を促進する。
10	埼玉県	川口市	公民館の他施設への転用の緩和	川口市の全部	現在、川口市には、コミュニティセンター的施設がなく、さまざまな場面で公民館が利用されている。しかし、公民館は教育施設であり、使用内容によっては利用できないことも多く、現代の多様化した市民ニーズに対応できない状況である。鋳物産業等中小企業が集積する本市において、社員募集の面接会場として公民館は利用できず、雇用促進に支障が出ている。また、市民サービスの実施についても支障があるため、公立社会教育施設整備補助金に係る財産処分承認等の手続きを緩和し、公民館からコミュニティセンター的施設への移行を実施する。

11	埼玉県	埼玉県春日部市	市民参加型行政運営特区	埼玉県春日部市	地方公務員法第22条に規定される臨時的任用職員の任用期間は6か月となっているが、短期間では職員の補助的業務しか任せることはできない。そこで、正式職員増員等の義務的経費負担を増大させずに市民サービスの質的向上を図るために、臨時的任用職員の任用期間の制限を緩和し、一定の経験と知識を要する職種等について首長の裁量で任用期間の拡大を図ることができるようにする。
12	埼玉県	上尾市	アップーくじ特区	上尾市	地方分権に沿った地方独自の事業に充てるため、当せん金付証券法の規制を緩和し、宝くじの発行を中核市、特例市まで拡大する。または広域で発行できるようにするなど、市町村合併の推進にも役立つ。宝くじが市のために役立っているという市民参画の醸成にも役立ち、まちづくりへの市民の関心が高まる。
13	埼玉県	上尾市	臨時職員の長期任用特区	上尾市	産休、病休等による代替臨時職員の任用期間を、労働基準法に準じ、地方公務員法第22条の臨時的任用の期間を1年から3年に延長（緩和）する。保育や教育における有能な臨時職員の雇用機会を図るとともに、効率的な業務が期待できる。
14	埼玉県	上尾市	登記簿謄本オンライン特区	上尾市を含む法務局出張所管内	市の土木・建築行政においては、土地・建物の表示や権利関係を閲覧することが多くあり、その度に法務局に行き閲覧している。登記簿謄本が市とオンライン化ができると市の職員が法務局に行く時間、労力、経費が削減できるほか、市民の各種申請や相談なども迅速に処理できる。
15	埼玉県	草加市	地域の共生特区（外国人参政権）		日本国籍市民と同様に地方税を納税し、まちづくりに参加するなど、地域社会のメンバーとしての責務を果たしている永住外国籍市民に市政への参政権を付与することで、地域コミュニティの一員としての意識を高め、地域社会を支える「主権者」として認知された市民のさらなる活動により地域の活性化を図る。
16	埼玉県	埼玉県蕨市	民間活力を利用したの租税債権の確保	市町村	昨今の社会経済活動をみると、1地域に止まることなく住民移動が頻繁に行われている。これに併せて滞納者も広域化の傾向がみられる。現状ではこれらの滞納者に対しては電話・文書催告、あるいは職員の出張徴収により租税債権の確保に努めている。徴収にあたっては「費用対効果」は重要な課題である。長期出張徴収となれば、それに伴う経費負担は重く、租税徴収の効果は低い。そこで現在全国に設置している郵便局を実施徴収機関として、租税債権の確保を図ろうとするものである。この制度は当該地方団体の区域以外に住所又は事務所等を有している滞納者に対して、徴収金を徴収するもので、督促状を発したり、滞納処分の執行をするものではない。徴収事務委託に伴う経費は、当該地方団体が反定として徴収金の100分の5.5を乗じて得た額を日本郵政公社に支払うものとする。（なお、徴収金の率は公社としての受託収益となることを考慮して定めることとする。必要によっては、基本委託料も併せて検討の要あり。）地方団体は全国に転出した滞納者に対して、徴収委託制度を利用し、最少の経費で租税債権の確実な実現を図られる。その結果租税の公平性と併せて収納率の向上に結びつくものと確信します。

17	埼玉県	朝霞市	民間管理委託特区	朝霞市内全域	地方自治体が公共施設の管理を委託できる対象は、現在第三セクターなどの地方公共団体が出資する法人、公共団体及び公共の団体に限定されているが、「公の施設」の管理受託者の範囲を民間事業者にまで拡大することにより、施設の維持費を安くすることができ、より集客力もアップし市民サービスも向上する。
18	埼玉県	志木市	地方自治特区		地方公務員の勤務条件の根本基準の緩和や営利企業等の兼業に関する要件緩和などの規制の特例を導入することにより、歳出に占める総人件費を抑制するとともに、市民の市政に対する関心の深さといった地域特性を活かし、協働による市政運営を展開することにより、地方自治体の財政構造改革を進め、財政的にも自立した地方自治体を構築する。
19	埼玉県	埼玉県志木市 新座市	公共料金支払窓口拡大特区	新座市内全域	水道料金のコンビニ収納利用者の実績があることから、現在地方自治法施行令第158条で定められている歳入の委託又は収納の委託の範囲を拡大し、保育料等負担金及び介護保険料等保険料等、各種市徴収金の収納をコンビニエンスストア等で行い、市民の利便性の向上、市の財源確保の推進、更なる市民サービスの向上を図る。
20	埼玉県	埼玉県北本市	公民館住民管理特区		独自の地域活動や福祉活動等を展開しているコミュニティ協議会へ、住民の身近な施設である公民館の管理運営を委託することにより、住民のニーズに合った事業を展開することが可能になり、それが住民の日常生活の満足度の向上につながるものと考えます。
21	埼玉県	八潮市	職業安定所(ハローワーク)の権限(雇用あっせん業務等)の一部を市に委譲	埼玉県八潮市	市内に事業所が多いといった地域の特性を活かし、就職情報の調査や提供及び職業斡旋や給付事業の手続きの迅速化を目的とし、国が独占している職業あっせん事業の主体を、希望する市町にまで拡大することにより、地域における雇用確保と公共職業安定所における事務の一極集中の回避を実現する。
22	千葉県	千葉県東金市	公共施設目的外使用特区	首都圏	本来補助金を受け取得した土地・家屋について、補助金交付対象の目的以外の使用は基本的に認められていないが、補助金交付対象の目的外の目的であって一定期間活用(貸付)することが認められることにより、そこで福祉支援サービスの提供や一時的資材置き場や駐車場として利用することにより、周辺地域の福祉サービスの向上や経済活動を助成することに結びつき、その資産をより効率的に活用することができる。
23	千葉県	我孫子市	ボランティア・NPO・市民事業推進特別区	我孫子市	教育施設、行政財産のNPO等市民公益活動団体における管理・運営により、地域の資源をより活かした施設管理・運営が図るとともに、NPO法人の収益事業における法人関係税の非課税を認めることで、ボランティア・NPO・コミュニティビジネスを推進する。
24	東京都	東京都世田谷区	地域通貨(エコマネー)事業展開	東京都世田谷区全域	大都市における区民と事業者との協働と、地域金融機関との連携による地域での資金循環の構築を進め、地域社会の信頼性を高めることを目的とし、従来の商店街スタンプ事業を発展させたものとして新たに地域通貨を導入し推進する。それにより、地域コミュニティの自律的な経営と、地域の資源の主体的な活用を実現し、区民・行政・事業者による地域の再構築を進める。

25	新潟県	村上市	ふるさと振興商品券くじ発売特区	村上市	村上市が発売元になって、中程度金額がより多くの人に当たるような当せん金体系のくじを新しく市民に提供し、預貯金にまわる可能性のあったお金を多く集める。当せん金付証券(いわゆる「宝くじ」)の当せん金品を現金でなく、地域の150店舗で使用できる商品券とすることにより、地域経済を活性化させる。また、村上市が発売元として得る収益を「ふるさと」を守り、振興させていくための費用に充てる。
26	山梨県	山梨県富士吉田市			現下の低金利時代においては、財団法人の運営は極めて厳しい。特に、地方公共団体が設立した財団の運営には、近年多額の補助金等の投入が必要であり、財政状況を悪化させる一因となっている。公益法人の解散は、民法により定められているが、これを簡素化することにより、効率のよい組織の構築と財政改革に寄与する。
27	長野県	長野県	市民政府特区	長野県全域	市民との協働により行政サービスの向上を図ることが必要な時代にあつて、本来市民のために存在すべき地方自治体に市民の意思が的確に反映されない事態が生じている。職員の営利企業従事制限や勤務時間に特例を設けることにより、市民が多様な形態で直接行政運営に参画する道を拓く。そして、「市民のための政府」という本来あるべき姿を取り戻し、しかも効率的な行政運営と雇用の拡大を実現する。
28	長野県	長野県	市民債基金特区	長野県全域	地域経済活性化のためには、新たな企業が育成されることが求められる。県内には精密加工に代表される高い技術力が蓄積しており、加えて新規開業や新業態への進出意欲は高い。一方で、景気低迷などから、開業時に必要な資金を確保できない状況もある。地方債の許可基準に追加することで、市民から産業支援のための資金を市民債として集め基金造成が可能となる。県は基金からの出資により新規開業者を支援し産業の活性化を推進する。
29	長野県	長野県	長野県首長(知事)・教育委員会連携強化特区	長野県内	真に市民が望む教育サービスを実現するために、現在、首長部局とは独立した執行機関として設置されている教育委員会委員に首長(知事)若しくは首長が指定する地方自治体の常勤職員が兼職することを可能とすることにより、首長(知事)と教育委員会の連携が強化され、多様な教育サービスが迅速に提供できるようになる。
30	長野県	長野市	指定統計自由化特区	長野市の全部	自治体が行う目的外利用について、総務大臣の承認を必要としている規制を撤廃すること。指定統計の調査票を複写することが認められていない規制を撤廃して、複写した調査票を目的外利用することを容認する。
31	岐阜県	多治見市	郵政官署による市町村事務受託特別区域	多治見市内	年間に人口の1,3倍もの市民に利用されている地区事務所を市民サービスを低下させることなく整理統合するために、郵政官署法で取り扱うことのできる事務の範囲を拡大し、市が取り扱う事務量の少ない地区事務所事務を特定郵便局に委託することで行政機関の合理化を図る。当初は2地区事務所のエリアをモデル地区とする。

32	静岡県	掛川市	国際交流振興特区	掛川市	日本で唯一アメリカ本土に農場と森林リゾートを所有し独自の国際交流事業を進めている地域特性を活かし、また当市の一般旅券の発給・交付のマイナス条件を打破するため、都道府県事務に限定されている一般旅券の発給・交付事務を、当市において可能とすることにより、市民サービスの向上と今後の国際交流の進展に寄与するものである。
33	愛知県	津島市	学生インターンシップ特区	市町村の全部	本市においては、「公務」を志望する、または選択肢としている学生に対し、その選択段階にて実際に経験して頂ける制度を検討しているところであるが、既に実施している自治体の状況を見るに、当該学生の任用の位置付けが曖昧であるがために、守秘義務の徹底や被災時の対応等が不十分である。それは、地方公務員法上においてこうした任用を想定していないことが原因となるものであると結論し、今回規制の緩和を申し出るものである。
34	京都府	向日市	民間活力向上特区	京都府向日市	向日市では、市民体育館、市民温水プールなどの市民の余暇活動、運動・健康づくり施設の管理について、公共的団体による管理委託を行っている。当該受託団体の経営的な手腕をより効果的に発揮させるため、地方自治法の解釈上制限されている使用許可権限事務の委託について、その制限を緩和し、管理受託者の経営的な能力を最大限に引き出すことにより、民間活力のさらなる向上に資するものとする。
35	奈良県	奈良県香芝市 奈良県香芝市 土地開発公社	土地開発公社会計基準および地方債制度の改正	奈良県香芝市	不良債権、規制緩和、行財政改革が叫ばれる中、土地開発公社の塩漬け土地問題もその渦中にあるが、地方財政の悪化にあって改善が進まない。これを公社の会計基準を民間に準じ規制緩和し、また地方債許可も緩和し、それによって生じた損失補填財源として交付税措置のある特例債を認める。これにより自治体、開発公社双方の財政改革を推進し、併せて長期融資への切替えにより、金融機関の財務改善にも繋がる。
36	島根県	益田市	公民館の管理運営の民間委託特区	市内全域	
37	愛媛県	松山市	下水道浄化センター包括的民間委託特区	松山市	下水処理場の運転・維持管理業務について、民間事業者の創意工夫を促すことによってコスト縮減や効率化が見込める「性能発注による包括的民間委託」の実現に取り組んでいるが、主要な部分を占める汚泥等の運搬及び処分については、産業廃棄物処理業の許可業者でないと委託できないようになっており、運転・維持管理業者に包括的に委託ができない状況にある。そこで、汚泥等の産業廃棄物の運搬及び処分に関する委託の特例によって、運転・維持管理業務に含めて委託できるようにしてもらいたい。

第3次提案					
1	群馬県	前橋広域消防本部	無線局再免許申請手続弾力化特区	前橋広域市町村圏	消防無線は、消防・救急活動の情報源として必要不可欠なものであり、無線の不具合は即、住民の大きな損害につながりかねないため、日常の点検に加え定期的な機器の精密点検や保守管理を行い、無線局の厳正かつ適正な運用を図っている。このような、消防・救急業務の有する高い公益性や日頃から無線局の適正な維持管理に努めていることを考慮して、消防無線に限り、免許の有効期間延長とともに、再免許申請から交付までの手続きが同一年度内に完結されるよう、規制の特例措置を導入することで、業務の効率化を推進する。
2	埼玉県	吉川市	公園内の自主防災組織による防災倉庫の占用許可	吉川市全域	都市公園法施行令（昭和31年9月11日政令第290号）第12条第十号の条文が、平成15年3月に追加されその中の「当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設」と規定されており、自主防災組織が設置する防災倉庫は常駐施設として設置するため仮設の物件と解釈できないことから提案するものである。
3	埼玉県	桶川市	住民票等ファックス・インターネットによる申請自宅郵送サービス	桶川市に在住している日本人、外国人及び桶川市に本籍がある日本人	東京方面に勤務している人が多い当市では、市民のゆとりある生活、限られた時間の有効活用を図るため、本人申請に限り、住民票、戸籍謄本、戸籍抄本、外国人登録記載事項証明書等を24時間FAX、インターネットにより申請を受け付け、手数料等については、市の市民課手数料の専用口座に振り込んでいただき、市で手数料等の振り込みを確認した後に本人の住所地に証明書等を郵送する。
4	埼玉県	吉川市	地方行革特区	吉川市内	現状の再任用制度は、その創設目的から、年齢がその者を採用しようとする職に係る定年に達していなければならない、また、任期の末日も年金の満額支給開始年齢に合わせて段階的に引き上げることとされているため、定年前の勤奨退職者を即時に再任用することはもとより、定年退職者についても、平成25年度以降でなければ65歳まで再任用することができない状況にある。財政状況が厳しい中、再任用の年齢枠を撤廃し、職員の人件費を抑制し、公務の能率的な運営を図る。
5	埼玉県	志木市	地方自治解放特区	志木市全域	地方分権を確実なものとし、厳しい財政環境や今後の少子高齢社会に対応するため、地方の特性を活かした安価な行政運営の展開に向けて、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に拘束している種々の現行システムから地方を解放する。
6	埼玉県	蕨市	行政連絡員特区	蕨市の全域	市が発する文書のほか、合併協議会及び市関係団体（社会福祉法人蕨市社会福祉協議会、社会福祉法人蕨市社会福祉事業団、(社)蕨市シルバー人材センター、(財)蕨市施設管理公社、蕨市土地開発公社など）が発する文書についても行政連絡員制度を活用し、その配布を行おうとするものです。市が発する行政文書と一括して配布をすることで、市民の福祉の向上と地域づくりのための情報の流通の円滑化を図り、市民の地域への関心をより高め、地域を活性化することを目的として行うものです。

7	埼玉県	上尾市	建築基準法の規程に基づく指定 確認検査機関による確認・検査の 一元化特区	上尾市全域	平成11年の改正建築基準法により民間機関による確認・検査業務の実施が可能となり、「指定確認 検査機関」による業務を開始してきた。現在、上尾市内の確認・検査件数の約70%までを「指 定確認検査機関」が処分するに至っているものの、現状のままでは、今後とも、100%には至らな いものと推測される。一方、「特定行政庁」と「指定確認検査機関」との二系統による業務の遂行 は窓口の複雑化を招いている。確認・検査業務の「指定確認検査機関」への一元化を実施すること により、民間への更なる開放による民間活力の導入を推進するほか、特定行政庁の業務の簡素化による 監査、違反是正等を中心とした業務への移行が図られる。
8	千葉県	市川市	電子行政サービス（収納等）創 造特区	市川市	湾岸地域は、極めて質の高い住民サービスを求めている地域である。行政サービスの提供に係わる納 税において、住民の支払手段の多様化要請に応えるため納税通知書の電子化により「電子私書箱（マ イポータル等）、住民基本台帳カード等公的個人認証利用」を利用した納税手段の実現が可能となる。 これによりコンビニ収納、クレジット支払、自宅からの口座振込手続の利便性向上が図れ、いつでも、 どこでも、簡単に支払ができる環境が整い、民間企業との支払連携にてワンストップサービスを実現 する。納税通知書の電子化 行政サービス（公金収納等）の民間活用（コンビニ、スーパー等） 民間企業（電気、ガス、水道等）との連携収納 公的個人認証サービスとの連携
9	東京都	千代田区	地方自治規制改革特区	千代田区全域	財務会計関連規定の条例への委任 教育委員会の設置自由化 自治法上の「住民」概念の拡大 （一定の条件により昼間区民まで拡大） 事務の委託規制の緩和（滞納整理の委託化及び悪質な 滞納債権を民間事業者へ売却、業者登録業務の委託） 自治体独自の任用制度の導入（職員の本人 希望による休業制度の導入、職員の育児休業取得期間の制限の廃止）
10	静岡県	掛川市	国際交流振興特区	掛川市全域	日本で唯一アメリカ本土に農場と森林リゾートを所有し独自の国際交流事業を進めている地域特性を 活かし、また当市の一般旅券の発給・交付のマイナス条件を打破するため、都道府県事務に限定され ている一般旅券の発給・交付事務を、当市において可能とすることにより、市民サービスの向上と今 後の国際交流の進展に寄与するものである。
11	岐阜県	多治見市	郵政官署による市町村事務受託 特別区域	多治見市内	年間に人口の1.3倍もの市民に利用されている地区事務所を市民サービスを低下させることなく整 理統合するために、郵政官署法で取り扱うことのできる事務の範囲を拡大し、市が取り扱う事務量の 少ない地区事務所事務を特定郵便局に委託することで行政機関の合理化を図る。当初は2地区事務所 のエリアをモデル地区とする。
12	岐阜県	多治見市	国有資産等所在市町村交付金の 算定率見直し		交付金の算定率は、国有資産等所在市町村交付金法第3条第1項の規定により1.4/100と規定され ている。これは固定資産税の課税標準税率と同率とされているためである。しかしながら、多くの市 町村が条例で都市計画税の課税を定めており、都市計画事業の恩恵を受ける都市計画税の課税区域に ある交付金の対象物件に対しては、都市計画税分も含めた算定率とする。

13	大阪府	狭山市	収入役必置規制緩和特区	大阪狭山市	本市は、昭和 62 年に市制を施行し、平成 15 年 5 月末日現在の人口が 56,716 人の小規模の自治体である。地方分権時代における新たな行財政システムを構築するため、収入役を置かず、その事務を助役に兼掌させることにより、限られた人件費を有効活用しながら助役 2 人体制により行政運営体制のさらなる強化を図り、『市民が起点のまちづくり』を推進する。
14	大阪府	高槻市	高槻 NPO 特区	高槻市全域	高槻市は、厳しい財政状況にある一方、急激な多様化に応える必要があり、NPO との連携を最重要視する。そこで、特定非営利活動促進法第 9 条の所轄庁を大阪府から高槻市へ変更、ワンストップサービス(各種届出等を高槻市で代行)、フルサポートアドバイザー(専門的知識を持つスタッフの設置)、の特例措置等を受け、NPO 法人を増加・多様化させるとともに、高槻市に NPO 法人の活動情報を蓄積させ、相互に連携を充実・強化し、市民参加型社会の実現を目指す。
15	大阪府	高槻市	消防職員に違法駐車車両の措置権を付与する特区	道路運送車両法第 45 条により駐車が禁止されている、消防用防火水槽や消火栓等の設置場所等及び消防活動上支障となる場所	違法駐車車両の取締りを消防職員も行なうことにより、緊急走行の妨げとなる車両を排除し、交通渋滞の緩和等を目指すことにより、「安全と安心」なまちづくりが図れるとともに、商業圏地域での活性化が推進できる。
16	鳥取県	鳥取県	鳥取県財務会計特区	鳥取県全域(鳥取県全ての機関)	本県の庶務事務の軽減・効率化のため事務の集中化を図っており、併せて事務の外部委託を進めることとしている。その際、現在認められていない新聞代金の支払い業務等の私人への委託を行うことにより事務の軽減・効率化、会計事務職員の削減、民間の雇用の創出を図る。また、光熱水費等の公共料金等の経常的な経費を県口座から自動的に引き落とすサービスの導入、パソコン等の機器のリース契約を長期継続契約に位置付け事務の軽減を図る。
17	岡山県	岡山県	電子申請特区	岡山県全域	電子申請者の利便性を高め、電子申請システムの効率的な構築を可能とするため、電子申請で行う場合は、書面で規定されている様式の項目を満たしていれば、レイアウトに制約を受けない電子申請に適した様式に変更できるようにする。
18	岡山県	新見市	国政選挙電子投票特区	新見市全域(351.99km ²)	国政選挙での電子投票に向け、円滑な導入を進めるため、地方選挙での実施例のある新見市で特区を設置し、平成 16 年に予定されている参議院議員選挙での電子投票導入を目指す。

19	愛媛県	松山市	下水道浄化センター包括的民間委託特区	下水浄化センターから排出される汚泥等の産業廃棄物の運搬及び処分に関する委託の特例	下水処理場の運転・維持管理業務について、民間事業者の創意工夫を促すことによってコスト縮減や効率化が見込める「性能発注による包括的民間委託」の実現に取り組んでいるが、主要な部分を占める汚泥等の運搬及び処分については、産業廃棄物処理業の許可業者でないと委託できないようになっており、運転・維持管理者に包括的に委託ができない状況にある。そこで、汚泥等の産業廃棄物の運搬及び処分に関する委託の特例によって、運転・維持管理業務に含めて委託できるようにしてもらいたい。
20	大分県	大分県	民活導入スポーツ公園特区	大分スポーツ公園（255ha）	大分スポーツ公園は県民総スポーツの振興を理念に、県の中核的スポーツ施設として整備されているが、生涯スポーツと健康増進をキーワードにスポーツ、健康に関する施設の集積地を形成する。具体的には、地元サッカーチーム等による総合スポーツクラブを中心としたスポーツタウンづくりや健康促進のための民間施設の集積等を行う。このため、都市公園法第2条第2項等に係る民間施設の設置規制を緩和する。
21	熊本県	菊池市	地方自治宝くじに関する特例	熊本県菊池市	市町村が地域に応じたユニークな宝くじを発行し、その収益金を福祉事業や地域づくり事業等のまちづくりに還元する。また、目的事業費に35%、事務費に10%、当せん金品に55%配分する。さらに、年1~2回実施する。

第4次提案

1	埼玉県	川口市	旅券申請受付・交付事務特区	川口市、蕨市、鳩ヶ谷市	県事務に限定されている一般旅券の発行・交付事務について、(仮称)川口駅前行政センターが平成18年4月以降に3市の中心に位置する川口駅前に設立される予定から、駅前に立地するという利便性を活かし、3市協同体によるパスポートセンターを構築し、3市市民を対象に事務を実施可能にする。
2	埼玉県	越谷市	排水設備検査規制緩和特区	越谷市内の市街化区域	下水道法13条に基づき、職員が実施している排水設備の検査を公共下水道管理者の委任を受けた者（排水設備工事責任技術者等）にも排水設備の検査を行わせることが出来るようにする。
3	埼玉県	草加市	効率的迅速行財政特区（半期予算）	草加市	地方自治法第208条は、「普通地方公共団体の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日まで」を1会計年度と定めている。これにより、自治体の行財政はこの会計年度に従って運営される。しかし、現行の会計年度における予算編成の中に、各年度の全ての事務を網羅していくことには、無駄や非効率が生まれる面が多く、変化にも対応しにくい。近年、民間企業においては半期、四半期単位で成果を確認し、これを経営改善に活かす例が多い。行政にスピードが強く求められる時代であり、多様な市民ニーズに即応し、かつ機動的に事務事業を見直してこれを予算に反映させ、施策効果を高めていくため、前期予算、後期予算という形で分割し、半期予算、決算システムを構築し、これに応えたい。

4	埼玉県	草加市	効率的迅速行財政特区(継続費弾力運用)	草加市	工事等を継続費で設定する場合、経費の総額及び年割額を定めて計上。歳出予算には毎年度、その年割額を計上、年割額と異なる額を歳出予算に計上する場合、継続費の年割額の補正をし、その額を計上している。これをあらかじめ当初に設定した継続費額どおり当初設定した歳出と歳入(補助金や地方債)の額とするものに改める。変更が生じた場合は、次年度の変更額の確定した時点で補正を行なう。これらを実施することで、各年度末における現場の出来高確認等が不要となるほか、継続費に伴う当初年度における不要額や特定財源の変更等の処理における事務手続きが簡易となり、発注者(行政)及び請負者双方の事務・事業負担を軽減できる。
5	埼玉県	草加市	効率的迅速行財政特区(繰上げ償還推進)	草加市	地方財政法は、各年度の一般財源等に余剰が生じたときは、これを地方債の繰上償還に充てることとしている。草加市では、この法の趣旨に基づき、民間資金借入れ分については積極的に繰上げ償還を実施しているが、政府系資金については実施できず、また借換も実施できない。しかし草加市では、繰上げ償還による当面の財政負担は大きくとも、敢えてこれを実施し将来の本格的高齢社会への財政的備えを行うという選択肢を市民に提供したいと考えるものである。政府系資金の運用にあたってもこうした自治体の経営努力に応える道を開けていただきたい。
6	埼玉県	草加市	効率的迅速行財政特区(早期発注)	草加市	地方公共団体が債務を負担する行為をするには、歳出予算、継続費又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除き、予算で債務負担行為として定めなければならないが、草加市においては、機器の借上げや施設の清掃、警備、管理等の業務委託及び工事の発注については、新年度予算成立後であれば、債務負担行為として予算の定めがなくても、新年度の歳出予算の範囲内で、年度開始前に契約の締結ができることとしたい。
7	埼玉県	草加市	効率的迅速行財政特区(機器リースは債務負担行為が不要)	草加市	地方自治法第214条では、「歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除き、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めなければならない。」と規定されているが、日常使用するOA機器等の軽易な借上げにおいては、設定されたリースの期間内に限り、債務負担行為をしなくても長期継続契約と同じ取扱いにより、契約の締結ができることとしたい。
8	埼玉県	草加市	効率的迅速行財政特区(建設工事の早期の着工と完成を目指す)	草加市	草加市における建設業法施行令第6条第1項第2号及び第3号に定める建設工事の見積期間について、一般的な道路、水路、下水等の土木工事においては、その積算単価が公表され、積算システムも一般に販売されている現状があることから、見積りの下限期間の短縮が可能と考えるので、市の条例でこれを定めたい。
9	埼玉県	草加市	共生・参画特区(外国籍市民を住民票に記載する)	草加市	草加市では世帯全員の住民票の写しを発行する際に個人の住民票の写しを世帯全員分束ねたものを用いているが、本市においては、日本人と外国人の混合世帯について、外国人についても日本人と同様に記載できるようにしていただきたい。現在は住民票の写しの提出を自らの身分証明・居住証明等として求められることが多く、混合世帯では夫婦としてローンが組みにくいなど、市民生活に重大な支障を来している。そこで、混合世帯の外国人についても、住民票の写しに記載することにより、市民サービスの向上を図りたい。

10	埼玉県	草加市	共生・参画特区（外国籍市民に地方参政権を付与する）	草加市	草加市内の永住外国籍市民に地方参政権を付与したい。日本国籍市民と同様に地方税を納税し、まちづくりに参加するなど、地域社会のメンバーとしての責務を果たしている永住外国籍市民に市政への参政権を付与することにより、地域コミュニティの一員としての意識を高め、地域社会を支える「主権者」として認知された市民のさらなる活動により地域の活性化を図るものである。今回で3回目の提案になるが、草加市の地域特性からも、永住外国籍市民に市政への参政権を付与することは、地域からの国際化に寄与し、地域の活性化に多大な効果を与えると思われるため、再提案を行う。
11	埼玉県	草加市	共生・参画特区（審議会委員報酬を無償とする）	草加市	草加市が設置する審議会等に参加する市民公募委員は無報酬とする。政府の地方制度調査会では合併により設置する「地域協議会」の委員は無報酬とするとの考え方が出されていることにも鑑み、草加市が設置する審議会等に参加する市民公募委員を無報酬とし、予算措置にとらわれず弾力的かつ迅速な審議会等の開催によって行政の意志決定に対する市民の意見を集約・反映し、市民との協働による行政運営を充実させようとするものである。
12	埼玉県	草加市	安心で便利な行政サービス特区（住民基本台帳の閲覧を制限する）	草加市	草加市においては、自己の住民基本台帳を閲覧させるか否かについて、市民に選択させたい。住民基本台帳法第11条により住民基本台帳の閲覧は何人でも請求できることから、ダイレクトメールをはじめとした営利を目的とした個人情報の利用が増加している。しかし、現行法では閲覧を拒否できるのは、請求が不当な目的によることが明らかなき、又は不当な目的に使用されるおそれがあるときにのみ限られているため、この制度を改め、条例により選択制を規定することにより、申出のあった市民の4情報は閲覧させない制度とし、市民のプライバシー権を保障したい。
13	埼玉県	草加市	安心で便利な行政サービス特区（支払いやすい国民健康保険税）	草加市	草加市における国民健康保険税については、納期分割による端数処理を百円未満とする。草加市では、被保険者の負担を緩和し納税意欲を向上させるため国民健康保険税を9期に分割しているが、第1期の納税額と第2期以降の納税額との差が大きい。納税意欲の減退や、滞納、国民健康保険制度への不満・不信に結びついている。そこで、端数処理を行う金額を百円未満に改めることで、各納期の負担を均等化し、納税意欲を向上させ、滞納を防止し、公平な税負担を実現したい。【例】（均等割14,000円+平等割14,000円）×0.6（軽減）=16,800円 16,800円/9期8,800円～期1,000円
14	埼玉県	草加市	安全で便利な行政サービス(商品券納税)	草加市内	地方税の支払に際し商品券での納付を認めるといもの。地方自治法第231条の2では、現金のほかは、証紙、口座振替、小切手等の証券による納付のみが認められており、商品券による納付は認められていない。そこで、地方自治法を改正することによって、商品券での納税を可能にする。
15	埼玉県	草加市	安心で便利な行政サービス特区（条例で定められる罰則の上限をより重くする）	草加市（市外犯は全国）	地方自治法第14条第3項に規定する条例で規定できる罰則上限を「5年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金（法人の罰金刑にあっては2億円）」とより重くし、次の例のように罰則を規定したい。1 草加市個人情報保護条例 個人情報取扱業者の守秘義務違反などの法人の罰金刑を「2億円以下」とする。2 草加市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する条例補助金等の不正交付を受けた者の懲役刑を「5年以下」、他用途使用者の懲役刑を「3年以下」とする。

16	埼玉県	草加市	安心で便利な行政サービス特区 (女性消防士とベテラン消防士 が守るまちの安全)	草加市	女性消防吏員の活動の制限等を撤廃し、併せて、前職が消防吏員であった「再任用職員」に「消防吏員」としての権限を付与することで、消防行政全般の人材活用を図りたい。草加市では、市民の生命や財産を守るために活躍する消防職員を希望する女性が増えており、活動の制限等を撤廃することにより、多種多様な災害に対する活動範囲の拡大を図りたい。また、長年の実務経験、知識を広範囲の業務に活かすために、前職が消防吏員であった「再任用職員」には「消防吏員」としての権限を付与したい。
17	埼玉県	草加市	草加の教育特区(地方青少年問題 協議会の会長を首長以外から選任 する)	草加市	地方青少年問題協議会法に基づき、附属機関として市町村青少年問題協議会を設置しますと、会長は法第3条の規定により当該地方公共団体の長となります。会長=首長です。また、所掌事務として当該地方公共団体の長に対して意見を述べるができる規定があります。会長から首長への建議規定です。今日の青少年施策については総合的な推進を図るための審議会が必要であり、会長=首長から首長への意見具申はなじみません。法第3条第2項の規定「会長は、当該地方公共団体の長をもって充てる」の条文について撤廃を望むものです。
18	埼玉県	草加市	草加の教育特区(社会教育関係団 体への補助金交付手続の簡素化)	草加市	社会教育法第13条において、社会教育関係団体への補助金の交付については、補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員会の意見を聴いて行わなければならない。しかしながら、草加市においては補助金交付要綱が制定しており、かつ、補助金審査会を設置しているので、この条文の適用を除外したい。
19	埼玉県	草加市、越谷 市、八潮市、三 郷市、吉川市、 松伏町	埼玉県東南部広域行政業務運営特 区	埼玉県東南部 地域5市1 町(草加市、 越谷市、八潮 市、三郷市、吉 川市、松伏町)	広域行政の業務を担う「法定・事実上の協議会」に対して法人格を付与し、施設の所有や運営管理・契約事務など、広域行政に係る業務の効果的かつ効率的な運営を可能とする。
20	埼玉県	志木市	地方自治解放特区	志木市全域	地方分権を確実なものとし、厳しい財政環境や今後の少子高齢社会に対応するため、地方の特性を活かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向けて、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定している種々の現行システムから地方を解放する。
21	埼玉県	志木市	志木市地方自立特区	志木市の全域	地域の実態に即した、柔軟な臨時的任用を可能とし、雇用の拡充を図りながら、経済の縮小が余儀なくされる、今後の少子高齢社会に向けて、地方自治体の歳出総額を抑制する。
22	埼玉県	北本市	政治参加推進特区	北本市内全域	地方自治法第18条で、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は日本国民で年齢が満20歳以上の者と定められているが、このうち年齢を満18歳以上の者とするものです。

23	千葉県	市川市	投票率向上特区	市川市全域	公職選挙法上は数箇所の投票区を設けた場合は選挙人は定められた投票区域の投票所に出向いて投票する事とされているが、施設設置の関係から全ての投票所が区域の中心に配置されていない事も低投票率の要因と考えられる。不在者投票については、12箇所の不在者投票記載所の何処でも投票できるシステムを採用しており、不在者投票同様、選挙人が何処の投票所でも投票できる事により、市民の利便性の向上と民主主義の根幹をなす選挙への参加、政治への参加を図り市政の更なる発展につなげたい。
24	千葉県	市川市	寄付金控除特区	市川市全域	平成13年度税制改正に盛り込まれた、認定NPO法人に対する寄附金においては、所得税についてのみ優遇措置が設けられた。これに対し、個人住民税では、その性質上、寄附金控除の対象が絞られており控除の対象としていない。制度の緩和を行い、NPO法人に対する寄附についても寄附金控除の対象とすることで税制面においての活動支援を行う。
25	千葉県	我孫子市	地方公務員法第3条における特別職の範囲の拡大	我孫子市	市長が指定する部長職について地方公務員法第3条第3項に規定する特別職とすることにより、住民から直接選挙を受けた市長の政策立案に関する意思がより確実に反映される。また、住民の意思がより一層反映される政策の実現のために必要な人材を登用・配置することが可能になる。
26	東京都	千代田区	地方自治規制改革特区	千代田区全域	財務会計関連の規制緩和 自治体独自の任用制度の導入（職員の本人希望による休職制度の導入、職員の育児休業取得期間の制限の廃止）
27	東京都	品川区	介護保険料徴収事務の私人への委託	品川区区域	介護保険の普通徴収保険料は、地方自治法第243条の適用を受け私人への徴収委託を禁止されているため、納付窓口が限られ、取扱時間にも制約がある。このたび国民健康保険料については私人への徴収委託が可能となり、品川区でも平成16年6月よりコンビニエンス・ストア等への徴収委託を行う予定である。そこで、介護普通徴収保険料も同時に近隣のコンビニ等で払い込むことができるよう、構造改革特区としてこの規制を解除し私人への徴収委託を可能とし、納付の機会を増やし住民の利便性を高め、収納率向上と負担の公平性の増大を図る。
28	長野県	長野県	補助金適正化法開放特区	長野県全域	国庫補助事業で整備した施設、設備の有効利用を図るため、地方公共団体がその将来利用方法を検討し、地方議会においてその活用方法を検討、議決がされた場合は、株式会社、NPO等に対し、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することができるように規制を緩和する。補助金の経費の配分の変更、内容の変更、中止又は廃止の場合に、変更等の承認を要しないで、状況報告書の提出、実績報告書の報告で足りるものとする。
29	長野県	長野県	低利用の職員宿舎を活用したNPOの活動拠点整備特区	長野県全域	未利用・低利用県有施設である職員宿舎を、NPO法人の事務所・事業所として活用して、NPOの活動拠点整備を図るとともに、遊休県有資産を処分することなく、活用を図る。多くのNPOが、初期投資において資金力の不足から、事務所や事業所を確保することが困難であるが、建物だけでも確保できれば、小破修繕は会員等の労働力の提供でカバーすることが可能なので、拠点整備が容易になる。そこで、入居資格を「入居に当たって施設改修を自前で行えるNPO法人」と限定する。

30	長野県	松本市	補助金活用施設の処分の弾力化	松本市	補助金活用施設の改修・整備におおむね、施設を有効に活用する旨を明確することで、補助金を返還しなくても、改修・整備ができる特区を提案します。平成3年度に、国庫補助事業でJAが導入した棚田施設は、今年4月に壊壊してしまいましたが、修理費が高額のため、修繕できません。更に、当該の機械部分は、財務省が定めた耐用年数(8年)を経過していますが、外壁・コンクリート部分の耐用年数(30年)を経過しているため、処分するには補助金の返還が必要となります。また、新たな費用に施設建設を画しても、近隣住民の理解が得られず、建設が非常に困難であります。そこで、この特別の導入により、当該施設を改修し、低コストで棚田施設を再創することができ、実情として種加できなかった当該施設を有効に活用することができます。
31	長野県	榑川村	過疎地域国民健康保険診療所の民営化特区	長野県榑川村	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)に特例を設けることによって、過疎地域の公営(国民健康保険)診療所を民営化し、より一層小回りの効いた医療サービスを確保するとともに行政の財政負担の軽減を図りたい。
32	岐阜県	多治見市	郵政官署による市町村事務受託特別区域	多治見市内	地方公共団体が郵政官署と委託できる事務の範囲は郵政官署法第2条に規定される各種証明書の交付だけとなっているため、郵政官署との協力による地区事務所の合理化が出来ない。このため、郵政官署で取扱いできる事務を特記事項欄に記載したように、57事務に拡大することで(戸籍法に規定のある戸籍届、死産届の受付、埋火葬許可証の交付、国民健康保険証の作成、交付を除く)地区事務所事務をを特定郵便局に委託することが可能になり、住民サービスを低下させず、地区事務所事務を特定郵便局に委託することで、自治体事務の合理化ならびに特定郵便局の経営基盤の強化を実現する。年間に人口の1.3倍もの市民に利用されている地区事務所を市民サービスを低下させることなく整理統合するために、郵政官署法で取り扱うことのできる事務の範囲を拡大し、地区事務所事務を特定郵便局に委託することで行政機関の合理化を図る。当初は2地区事務所のエリアをモデル地区とする。
33	岐阜県	瑞浪市	瑞浪市地域活性化特区	瑞浪市の全域	地域の活性化に資する行為である場合には、財産区における財産の取得及び処分について、要件の新設・緩和及び手続きの簡素化を行う。また、当該行為の場合、財産区の議会に対して事業会計の設置を認める。
34	静岡県	裾野市	すその生き生きマネー推進事業	裾野市域内(別添地図)	三位一体の改革による国庫補助金、地方交付税、税源移譲の見直しなどが検討されております。地方自治体としても住民サービスの堅持のためにも先行き不透明な地方税以外の財源確保が必要であり、先進自治体においては、住民参加型の市場公募債を発行しております。しかし、この発行に関しては、地方自治法、地方財政法による制限が厳しく、住民ニーズに即対応出来ないのが現状です。このため、関係法令の法的規制を撤廃し地方自治体に裁量権を持たせる提案です。またこの提案のモデルとして本市に特区の指定を要請するものです。
35	愛知県	豊川市	指定金融機関等口座振替規制緩和特区	豊川市に対する公金の納入義務の属人的効力の及ぶ範囲	公金の口座振替の方法による歳入事務の取扱者について、指定金融機関等に限定されている制限を緩和し、クレジット会社も当該事務を行うことができるよう措置することとする。このことにより、納入義務者が指定金融機関等に口座を有するか否かにかかわらず、口座振替の制度を利用することができるようになり、安全かつ確実な公金の収納に資することができる。さらに、公の施設等の窓口においても公金の収納に係る事務の軽減を図ることができる。

36	大阪府	堺市	さかい民間企業交流派遣特区	堺市における都市再生緊急整備地域に指定された地域及び都心部	堺市では、「行財政改革計画」においてPFI手法及びアウトソーシングの推進を計画し、また、市内2地域が都市再生緊急整備地域として指定を受けるなど、民間活力を活用しながら市民の視点にたった質の高いサービスの提供を目指しているが、職員の人材育成を行うとともに、特区計画の範囲における市街地の整備を推進し、ひいては経済社会の構造改革及び市民経済の発展を図るため、地方公務員について官民交流法中交流派遣に関する規定を適用した場合と同様の効果を得ることができるよう規制の特例を設けることを内容として提案する。
37	鳥取県	鳥取県、倉吉市	住民に身近な市町村議会特区	鳥取県倉吉市	真の地方分権の実現には、地域の自己決定と自己責任の原則に基づき、住民の意見を適切に反映させる社会の構築が不可欠である。そのためには、まず、市町村議会を住民がより参画しやすい仕組みとし、もっと住民に身近な議会とすることが必要である。そこで、市町村議会議員及び市町村長選挙の選挙権を18歳以上の者に与え、若者の政治に対する関心を高め、幅広い住民参加により地域や議会の活性化につなげる。また、市町村議会定例会の回数を条例で独自に定め、様々な課題を適時・迅速に議会で議論することにより住民の意見を的確に反映する。
38	広島県	広島市	国民健康保険料徴収権に関する特区	広島市の全域	国民健康保険料制度における徴収権に関する規定を緩和することにより保険料の収納率が向上し、被保険者間の負担の公平化や保険料の軽減並びに国保事業運営の財源確保に繋がる。【特区の導入により緩和する内容】 徴収権及び還付請求権の消滅時効期間の延長 2年 5年 徴収権の優先順位 国税及び地方税に次ぐ 国税と同順位 国民健康保険収納嘱託員への滞納処分権の付与
39	広島県	広島市	広島市NPO・NGO振興特区	広島市の全域	現在、広島県知事が有するNPO法人の所轄庁権限のうち、事務所が広島市内にある法人については、政令指定都市の長である広島市長へ権限移譲し、広島市が所轄庁事務を行う。広島市が所轄庁になることで、NPO法人を対象とした低利融資制度や税優遇措置、市内外の高等教育機関との連携によるNPO・NGOを担う人材の育成など、NPO・NGO活動を総合的に支援する市独自の施策を効果的・効率的に実施し、NPO法人の設立の促進と積極的な育成を図り、地域の活性化を目指す。
40	徳島県	上勝町	水源かん養のための水源税の課税特区	徳島県勝浦郡上勝町の全域	森林や農地の荒廃が進んで管理が求められているが、後継者の平均年齢は60歳を超えている。そこで、森林や農地等を管理する労働者の確保育成のための財源を確保するため水源かん養による最大の受益者である水の利用者（流域の上水道管理者、ダム管理者、発電施設設置者等）から目的税として市町村で水源税を徴収し、水資源の安定的な確保を図る。
41	香川県	高松市	勤務条件改善特区	高松市全域	現在の職員の任用および勤務条件は「地方公務員法」の根本基準に則り、「国家公務員法」との間に均衡を失しないように定めることとされている。そこで、弾力的な勤務時間を設定することにより総勤務時間の短縮を図る中で、市民ニーズに沿った勤務時間を設定するなど、市民サービスの向上と時間外勤務の縮減をこれまで以上に進めることを目的に、職員の勤務条件に係る労働基準法および地方公務員法の適用に関する規制緩和を行う。

42	佐賀県	唐津市	週末起業特区	唐津市	「週末起業特区」においては、市町村合併により誕生した新市の職員が、地方公務員法第38条（営利企業等の従事制限）に関わらず、公務に支障のない範囲で週末や勤務時間外に起業及び企業経営を行うことを積極的に認めることにより、生活設計の目途を立て職員の自発的な早期退職を促し、適正職員規模の早期達成を図ることにより、地方財政の健全化に資するものである。
43	長崎県	長崎県	ながさき市町村合併支援特区	<p>・地方自治法第8条に基づく市の人口規模（5万人）を有しない地方公共団体で構成された新市町・県に対し、県職員の派遣要請を行う新市町</p>	<p>市町村合併後の新市町においては、地方分権時代に相応しい自立した自治体として、多様化・高度化する住民ニーズに的確に応え、質の高い行政サービスを提供できる行政体制を整備する必要がある。そのため、県としては、その支援策の一つとして、新市町からの要請に基づき、一定期間、県職員の派遣による人的派遣を行う予定である。そこで、新市町へ職員派遣をした県においても、派遣職員の人件費負担ができるような特例措置を導入することにより、新市町の行政体制整備の促進につなげていくこととする。</p>

5 自治制度分野認定特区

第2回認定

NO	都道府県	提案団体名	特区構想名称	特区地域	概要	規制の特例措置	特例番号
1	新潟県	三条市	街なか行政サービス 拡大特区	三条市神明町の 区域の一部	住民基本台帳カードを利用して「住民票の写し」及び「印鑑登録証明書」を 発行する自動交付機について、特例の導入により、商業施設ビルである「パル ム1」に移設し、その運用時間を市役所窓口時間外でもサービス提供できるよ う設定（10:00（日曜のみ8:30）～19:30）する。	・住民票の写しの自動交 付機の設置場所の拡大 ・印鑑登録証明書の自動 交付機の設置場所の拡 大	401
							402

第3回認定

NO	都道府県	提案団体名	特区構想名称	特区地域	概要	規制の特例措置	特例番号
1	埼玉県	志木市	志木市地方自立特区	志木市の全域	本市は、長引く不況や少子高齢化により、税収や地方交付税等が減少しても 市民サービスを向上させ、市民と協働して運営する日本一あたたかい、ローコ スト、ローランニングコストの街を目指す地方自立計画を策定した。この計画 が効果的・効率的に進行するよう退職者不補充で職員の削減を行うなど行政組 織も見直していくが、職員減に伴う事務量と「行政パートナー」へ委託する事 務量が合致しない場合、その所属の市民サービスに支障を来すことになるので、 1年を超えた臨時的任用の活用を図るものである。	・地方公務員に係る臨時 的任用期間の延長	409
2	大阪府	堺市	さかいバリュアブル・スタッフ特区	堺市の全域	「行財政改革計画」推進の一環として「職員構成の抜本的な見直し」を進め ており、その手法のひとつとして平成15年度から「バリュアブル・スタッフ制 度」を導入した。「バリュアブル・スタッフ」とは、価値のある、貴重な職員と いう意であり、民間等で培った豊かな能力・知識・経験等を有する者を短期臨 時職員として任用するものである。平成16年度以降、この制度を更に拡充し、 市民サービスの質的向上に努めるとともに、行政運営への参画を通じて行政と 市民の協働したまちづくりを担うことのできる人材の育成などにも努め、行財 政改革と「まちの構造改革」を推進する。	・地方公務員に係る臨時 的任用期間の延長	409